

Ⅱ 環境保全行政の概要

II 環境保全行政の概要

1. 環境行政の歩み

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和39年 8月 1日		市役所ほか1ヶ所で降下ばいじん量及び硫黄酸化物(PbO ₂ 法)測定開始
11月 10日	企画課が担当していた公害担当事務について公害担当参事を設置	
12月 25日		電源開発㈱の進出に伴い公害防止協定締結
40年 4月 1日	公害対策室設置	
〃		兵庫県公害防止条例公布(旧条例)
41年 3月 31日		高砂市工場誘致条例廃止
4月 1日	公害対策審議会発足	高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例公布
11月 1日		ばい煙の排出の規制等に関する法律の指定地域となる
11月 12日		市役所に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置(基準観測点)
11月 30日		高須観測所設置(二酸化硫黄自動測定機)
42年 2月 7日		北浜観測所設置(二酸化硫黄自動測定機)
4月 5日	人員機材を増強し、公害課と改称(管理係、指導係)	
6月 16日		電源開発㈱との公害防止協定改正
8月 3日		公害対策基本法公布
9月 2日		公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく加古川水域の水質基準設定
43年 4月 1日		北浜観測所に微風向風速計設置
		高砂市中小企業公害除去設置資金融資のあつ旋制度要綱制定
5月 1日	機構改革により経済社会部公害課(管理主査、指導主査)となる	
6月 3日		高砂消防分署に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置
6月 10日		大気汚染防止法並びに騒音規制法公布
9月 1日		公害モニター設置要領制定(12名委嘱)

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和 44 年 5 月 26 日		市役所基準観測点のテレメーター送受信装置設置
8 月 12 日		関西電力㈱と公害防止協定締結
10 月 11 日		新日本油化学工業㈱と公害防止協定締結
10 月 15 日		阿弥陀観測所設置(二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計)
10 月 20 日		兵庫県公害防止条例公布(旧条例廃止)
45 年 4 月 14 日		第 1 次公害防止協定締結(13 社)
4 月 16 日		電源開発㈱との公害防止協定改正
6 月 24 日		第 2 次公害防止協定締結(2 社)
9 月 28 日		日本精化㈱と公害防止協定締結
12 月 12 日		電源開発㈱との公害防止協定改正
12 月 25 日		水質汚濁防止法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46 年 3 月 25 日		兵庫県公害防止条例の一部改正
4 月 1 日		公害モニター設置要領改正(20 名委嘱)
5 月 25 日		騒音に係る環境基準設定
5 月 26 日		公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布
6 月 1 日		悪臭防止法公布
〃		兵庫県光化学スモッグ防止対策暫定要領制定
〃		市役所にオキシダント自動測定機設置
6 月 10 日		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7 月 1 日		環境庁設置
7 月 10 日	部ランクの公害対策室に昇格し、公害防止主幹(予防主査)、公害規制主幹(大気汚染対策主査、水質騒音対策主査)を設置	
9 月 1 日		市役所に窒素酸化物自動測定機設置
10 月 1 日		北本町観測所設置(窒素酸化物自動測定機及び一酸化炭素自動測定機)
10 月 13 日		兵庫県公害防止条例の一部改正
11 月 1 日		兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
12 月 28 日		水質汚濁に係る環境基準設定

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和47年 4月 1日		兵庫県公害防止条例施行規則全面改正
7月 1日		高砂市環境保全条例公布(高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例廃止)
7月 6日	環境保全対策審議会発足	高砂市環境保全対策審議会規則施行
7月 17日		加古川水質汚濁防止協議会規約制定
48年 3月 31日		高砂市環境保全条例施行規則施行
5月 2日	東播臨海広域行政協議会公害対策部会設置	
5月 8日		大気汚染に係る環境基準改定
6月 5日		第1回環境週間
6月 14日	高砂市PCB公害対策本部設置	
6月 26日		高砂市環境保全条例の一部改定
9月 27日		高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事着工
10月 2日		瀬戸内海環境保全臨時措置法公布
10月 25日		公害防止協定を総合的な協定に改定(19社)
12月 15日		高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事完了
12月 18日		播磨南部地域公害防止計画承認
12月 19日		ポリ塩化ビフェニール(PCB)等の取り扱いの規制に関する条例公布
49年 2月 28日		公害防止協議会要綱制定
3月 9日		高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事着工
6月 1日		大気汚染防止法の一部改正(硫黄酸化物の総量規制の導入)
7月 15日		高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事完了
9月 16日		第4次公害防止計画推進協議会会則制定
9月 27日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第1期工事着工
9月 30日		水質汚濁に係る環境基準の一部改定
50年 2月 3日		水質汚濁に係る環境基準の一部改定
3月 19日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第1期工事完了
3月 26日		東播臨海広域行政協議会において水質移動観測車「せいらゆう」購入
4月 1日		高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあっ旋制度要綱の全面改正

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和50年 7月 1日	機構改革により環境部公害対策課(大気係、水質騒音係)となる	
7月 29日		新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定
8月 13日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第2期工事着工
8月 18日		高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正
51年 3月 5日		新幹線鉄道騒音対策要綱閣議了解
4月 1日		重金属類等を含む産業廃棄物の適性処理に関する要綱制定
"		公害モニター設置要領全面改正(20名委嘱)
6月 10日		振動規制法公布
7月 2日		新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ公示
8月 13日		東播磨南部地域公害防止行政協議会設置要綱制定
8月 23日		高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第2期工事完了
11月 1日	公害対策課の係を予防係、規制係、調査係の3係に変更	
52年 3月 12日		公害防止協定を全面改定(23社)
9月 1日		大気汚染防止の規定に基づく播磨地域における硫黄酸化物の総量規制基準及び燃料使用基準設定
10月		液状廃PCB洋上焼却処理調査研究委員会発足
53年 5月 23日		高砂市環境保全対策審議会の運営に関する規程制定
"		大木曾水路PCB汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会へ諮問
6月 1日		高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正
7月 11日		二酸化窒素に係る環境基準改定
10月 6日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結(80戸以上の住宅)
10月 14日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会より答申
12月 1日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理工事着工
54年 3月 7日		兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会規約制定
3月 20日		播磨南部地域公害防止計画見直し承認
6月 30日		大木曾水路PCB汚染汚泥処理工事完了
12月 24日		鐘淵化学工業(株)PCB生産施設解体埋立処分工事着工

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和 55 年 6 月 10 日		鐘淵化学工業(株)PCB生産施設解体埋立処分工事完了
7 月 24 日		共同石油と公害防止協定締結
57 年 4 月 30 日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協 定書締結 (70～80ホンの住宅)
58 年 7 月 1 日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協 定書締結 (70～80ホンの住宅)
59 年 3 月 13 日		播磨南部地域公害防止計画見直し承認
5 月 31 日		第4次公害防止計画地域連絡協議会会則の一部改正
8 月 28 日		環境影響評価実施要綱の閣議決定
60 年 7 月 15 日		液状廃 PCB 高温熱分解試験検討会発足
12 月 4 日		液状廃 PCB 高温熱分解試験開始
12 月 20 日		液状廃 PCB 高温熱分解試験終了
61 年 4 月 30 日		米田公民館に二酸化硫黄自動測定機設置
62 年 3 月 1 日		北本町観測所から中島観測所に移設(浮遊粒子状物質 自動測定機、窒素酸化物自動測定機、一酸化炭素自動 測定機及び微風向風速計)
4 月 1 日	機構改革により環境経済部公害 対策課(管理調整係、大気係、 水質係)となる	
7 月 1 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理市民監視委員会発足
11 月 2 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理試験運転開始
62 年 11 月 7 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理試験運転終了
63 年 4 月 13 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理(テスト)開始
4 月 27 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理(テスト)終了
5 月 25 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理(第1段階)開始以降第 10段階まで実施
平成元年 11 月 20 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理(第10段階)終了
12 月 5 日		液状廃 PCB 高温熱分解クリーニング処理開始
12 月 22 日		液状廃 PCB 高温熱分解クリーニング処理終了
2 年 1 月 19 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理事業報告会並びに終了式
1 月 29 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理市民監視委員会解散
3 年 4 月 26 日		再資源の利用の促進に関する法律公布
7 月 30 日		米田公民館に浮遊粒子状物質自動測定機設置
8 月 23 日		土壌の汚染に係る環境基準設定

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
平成3年 10月 5日	機構改革により環境美化部環境保全課（管理調整係、大気係、水質係）となる	廃棄物の処理及び清掃に関する法律全部改正
11月 30日		液状廃PCB処理のあゆみ発行
4年 3月 31日		公害防止計画（第4次）終了
4月 1日		兵庫地域公害防止計画策定
6月 1日		
5年 3月 2日		公害防止新計画承認
4月 1日		公害モニターを発展的に解消し市政モニターを拡充する
8月 19日		米田公民館に窒素酸化物自動測定機設置
11月 19日		環境基本法公布
6年 12月 16日		環境基本計画が閣議決定
7年 7月 18日	機構改革により生活経済部環境保全課（管理調整係、環境保全係、環境計画事務担当）となる	兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布
8年 1月 8日		兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則公布
4月 1日		
6月 28日		県環境基本計画告示
9年 1月 29日		高砂市環境計画諮問
2月 26日		高砂市環境計画答申
3月 27日		兵庫県環境影響評価に関する条例公布
3月 31日		高砂市環境計画策定
6月 13日		環境影響評価法公布
10年 2月 26日		兵庫地域公防計画承認
2月 27日		高砂市役所における環境にやさしいアクションプラン策定
5月 14日		国鉄清算事業団との公害防止協定廃止
6月 1日		サントリー(株)と公害防止協定締結
10月 9日		地球温暖化対策の推進に関する法律公布
11月 6日		高砂市環境保全条例諮問
11年 1月 26日		高砂市環境保全条例答申
3月 31日		高砂市環境保全条例公布
		高須観測所を廃止

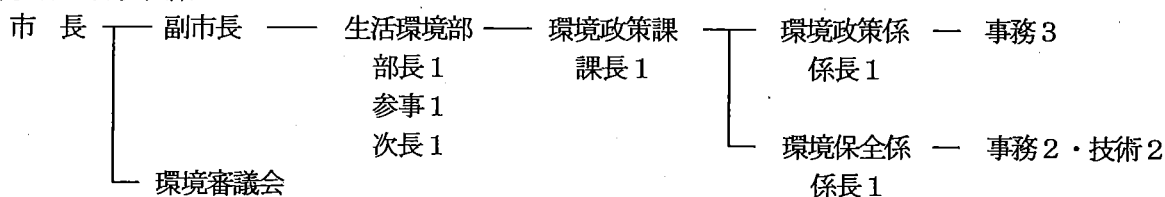
年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
平成 11 年 4 月 1 日		高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあつ旋制度 要綱の一部改正により高砂市中小企業環境保全資金 融資あつ旋制度へ名称変更
11 年 4 月 1 日		高砂市環境保全対策審議会から高砂市環境審議会へ 改める
7 月 13 日		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進の管理に関する法律公布
7 月 16 日		ダイオキシン類対策特別措置法公布
10 月 1 日		高砂市環境保全条例施行規則公布
12 年 5 月 31 日		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 公布
6 月 2 日		循環型社会形成推進基本法公布
7 月 28 日		北浜観測所を北浜公民館へ移設。(窒素酸化物自動測 定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び風向風速計設 置)
13 年 3 月 28 日		高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 に関する条例公布
4 月 1 日		高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 に関する施行規則公布
5 月 22 日		㈱タクマと公害防止協定締結
6 月 22 日		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確 保等に関する法律公布
〃		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適性な処理の推進に関 する特別措置法公布
14 年 5 月 29 日		土壤汚染対策法公布
7 月 12 日		使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
12 月 11 日		自然再生推進法公布
15 年 2 月 27 日		I S O 1 4 0 0 1 認証取得
3 月 17 日		産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公 布
7 月 25 日		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進 に関する法律公布

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
平成15年 12月 2日	機構改革により生活環境部環境政策課（環境政策係、環境保全係）となる。	高砂市地球温暖化防止実行計画（高砂市役所における環境にやさしいアクションプラン）改定
16年 6月 2日		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布
17年 4月 1日		
18年 3月 31日		阿弥陀観測所を廃止 水質移動観測車「せいりゅう」を廃止
19年 5月 23日		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布
19年 8月 20日		公害防止協定を廃止し、環境保全協定を締結（17社）
20年 3月 31日		高砂市地球温暖化防止実行計画第二次改定
20年 8月 23日		高砂西港盛立地に係る住民説明会（高砂地区）を高砂地区コミュニティセンターで開催
20年 8月 30日		高砂西港盛立地に係る住民説明会を福祉保健センター中ホールで開催
20年 9月 9日		西港再整備等に係る調査特別委員会が市議会に設置される
21年 2月 26日		西港再整備に係る調査特別委員会の調査終了
21年 3月 28日		高砂西港再整備推進協議会報告書（案）住民説明会を高砂小学校体育館で開催

2. 環境保全行政機構

平成21年3月末現在

環境保全行政組織



環境政策課事務分掌

係	分 掌 事 務
環境政策係	1 部の管理調整に関すること。 2 課の庶務に関すること。 3 環境保全対策の総合的企画立案及び調整に関すること。 4 高砂市環境審議会及び高砂市環境保全協議会の運営に関すること。 5 環境保全に係る市民啓発に関すること。 6 環境保全に係る情報整備に関すること。 7 環境保全対策の調整及び推進に関すること。 8 環境マネジメントシステムの推進に関すること。 9 自然環境の保護及び保全に関すること。 10 そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 11 畜犬登録等に関すること。
環境保全係	1 公害防止対策に係る企画立案及び調整に関すること。 2 公害に係る苦情及び処理に関すること。 3 環境保全関係法令に基づく指導、規制及び届出等の処理に関すること。 4 環境保全協定（公害防止協定）に関すること。 5 大気汚染観測網の維持管理に関すること。 6 環境保全に係る測定及び分析業務に関すること。 7 環境保全に係る緊急時及び事故時の対策に関すること。 8 高砂市環境保全条例（平成11年高砂市条例第1号）の申請の処理に関すること。 9 産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。 10 廃PCBの適正処理に関すること。 11 空閑地の環境保全に関すること。 12 環境調査に関すること。

3. 年度別環境保全対策事業費

単位：千円

区 分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
報 酬	464	252	504	189	90	108	18	54	54	0	54	54	36
人 件 費	91,810	97,192	99,283	97,124	97,871	110,948	109,185	97,737	82,430	92,858	85,716	79,809	88,976
賃 金	0	0	0	0	0	0	1,449	0	0	0	0	0	0
報 償 費	1,077	1,184	1,105	1,092	985	950	858	808	395	60	265	150	210
旅 費	1,785	1,571	1,492	624	855	615	466	405	204	142	118	136	95
需 用 費	8,188	9,589	7,424	5,406	5,491	4,240	3,644	3,196	3,712	2,558	2,589	2,416	2,405
役 務 費	3,281	4,225	3,061	4,396	4,480	4,379	3,919	3,465	4,477	3,616	3,982	3,417	3,432
委 託 料	15,664	9,629	8,394	3,592	3,105	4,836	13,431	9,296	9,513	5,513	4,305	3,187	4,238
使用料及び賃借料	3,414	3,521	3,540	1,922	3,364	6,394	6,360	6,355	6,394	3,610	861	1,688	2,448
工事請負費	0	0	0	0	4,200	168	0	0	0	0	0	0	0
原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	4,330	4,084	1,725	283	5,786	137	84	0	0	1,428	0	0	446
負担金補助及び交付金	4,760	5,253	7,608	5,707	5,861	5,173	5,039	5,278	5,117	5,814	227	228	227
貸 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償補填及び賠償金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還金利子及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 課 費	40	31	40	22	31	22	22	22	22	22	8	17	8
計	134,813	136,531	134,176	120,357	132,119	137,970	144,475	126,616	112,318	115,620	98,117	91,102	102,525

(注) 決算額による。

4. 公害主要測定機器一覧表

(平成21年3月末現在)

対 象	測 定 機 器 名	台数	設置場所、() 内は購入年度
大 気	二酸化硫黄自動測定機	2	高砂 (H 4) 米田 (H 3)
	窒素酸化物自動測定機	2	米田 (H 5) 北浜 (H12)
	浮遊粒子状物質自動測定機	2	米田 (H 3) 北浜 (H12)
	微風向風速計	3	高砂 (H 7) 北浜 (H 9) 米田 (H 7)
	ハイボリューム・エア・サンプラー	2	分析室 (S63) (H元)
	窒素酸化物測定装置 (一式)	1	分析室 (H 8)
	ガスクロマトグラフ (水質と併用)	2	分析室 (S61) (H 6)
	真空ポンプ	1	分析室 (S62)
	資料採取・濃縮装置	1	分析室 (S61)
	標準ガス発生機	1	分析室 (S60)
	大気中微量物質捕集装置 (P C B用)	2	分析室 (S50 2台)
	放射線検出器	1	分析室 (H元)
	酸性雨測定器	1	課 (H 9)
水 質	p Hメーター	1	分析室 (H10)
	化学天秤	1	分析室 (H10)
	上皿天秤	1	分析室 (S58)
	純水製造装置	1	分析室 (S54)
	水蒸気蒸留装置 (窒素分析用)	1	分析室 (S52)
	滅菌器 (大腸菌測定用)	1	分析室 (H 3)
	自動恒温器	1	分析室 (H 7)
	低温恒温器 (BOD、大腸菌測定用)	2	分析室 (S60) (S61)
	保冷库 (調査試料保存用)	3	分析室 (S61 2台) (H 3)
	振とう器 (P C B及び重金属測定用)	2	分析室 (S60) (H 8)
	発電機	1	分析室 (H 5)
	ウォーターバス	2	分析室 (H 8 2台)
	超音波洗浄器	1	分析室 (S59)
	溶存酸素計	1	分析室 (H 9)

対 象	測 定 機 器 名	台数	設置場所、() 内は購入年度
騒 音 振 動	騒音振動データ処理装置	2	課 (H 7) (H17)
	騒音計	4	課 (S60) (H 2) (H 8) (H11)
	振動計	3	課 (H 6) (H 9) (H10)
	レベルレコーダー	4	課 (H 2) (H 9) (H10) (H17)
	テープレコーダー	1	課 (S60)
	周波数分析器	1	課 (S62)
そ の 他	公害パトロール車	2	課 (H 5) (H 7)
	写真機	3	課 (S53 2 台) (S62)

(注) 高 砂 ― 高砂消防分署
 分析室 ― 高砂浄化センター分析室
 課 ― 生活環境部環境政策課
 北 浜 ― 北浜公民館
 米 田 ― 米田公民館

5. 公害苦情処理状況

本市環境政策課が平成20年度に受理した公害に係る苦情件数は、表2-1に示すとおり88件であり、前年度より22件減少している。その種類別件数は、ばい煙に関するものが23件でもっとも多く、次いで騒音となっている。

用途地域別にみると、表2-2に示すとおりその他地域（調整区域等）が29件でもっとも多く、次いで準工業地域が15件となっている。

また、発生源では表2-3に示すとおり製造業、建設業によるものが多くなっている。

一方、被害の種類別では、表2-4に示すとおり、感覚的・心理的な被害が圧倒的に多かった。

最近の公害苦情の中には、住居系地域に点在する小規模事業場及び法令等による規制対象外の施設、行為に起因するもの、都市計画による土地利用の適正化を図らなければ抜本的な解決策とならないもの、周辺住民にちょっとした気配りで未然に防ぐことができるものなど、その対応に苦慮する場合もある。

表 2-1 公害に係る苦情受付件数経年変化

年度 項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ばい煙	32	35	27	31	33	34	41	37	31	23
粉じん	7	10	10	8	6	11	11	17	14	8
汚水	9	12	10	12	12	9	13	19	20	17
騒音	15	12	26	17	20	34	25	18	19	20
振動	5	8	9	4	4	4	9	4	2	2
悪臭	9	8	13	16	16	17	22	24	17	14
その他	8	10	6	6	14	15	22	15	7	4
計	85	95	101	94	105	124	143	134	110	88

表 2-2 用途地域別苦情件数

用途 地域 項目	第1種 低層住 専	第2種 低層住 専	第1種 中高層 住専	第2種 中高層 住専	第1種 住居	第2種 住居	準住居	近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専	その他	計
ばい煙	0	2	4	0	3	0	0	0	0	1	0	0	13	23
粉じん	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	5	8
汚水	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	3	6	17
騒音	0	4	2	0	1	1	0	3	0	3	2	0	4	20
振動	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
悪臭	0	1	4	0	2	0	0	0	0	6	1	0	0	14
その他	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	4
計	0	7	10	0	13	1	0	5	1	15	4	3	29	88

表 2-3 発生源別苦情件数

種別 項目	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 水道業	運輸業	卸売 小売業	飲食店 宿泊業	サービス 業	その他	計
ばい煙	0	8	1	0	0	0	0	0	14	23
粉じん	0	2	0	0	0	0	0	0	6	8
汚水	0	2	3	0	0	0	0	0	12	17
騒音	0	4	10	0	0	0	3	0	3	20
振動	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
悪臭	0	0	10	0	0	0	0	0	4	14
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
計	0	16	25	0	0	0	3	0	44	88

表 2-4 被害者の種類別件数

種類	健康	財産	動物・植物	感覚的・心理的	その他	計
件数	1	0	1	75	11	88

6. 環境審議会

公害対策に関する基本的事項及び重要事項などを調査、審議するため、高砂市環境保全条例に基づく市長の付属機関として環境審議会が設置されている。

同審議会の組織は学識経験者7名及び関係行政機関の職員3名の計10名の委員（表2-6）によって構成されている。

表 2-6 高砂市環境審議会委員名簿

平成21年3月現在

区 分	氏 名	役 職 名
会 長	真 砂 泰 輔	関西学院大学名誉教授
副 会 長	藤 井 正 美	神戸学院大学名誉教授
委 員	村 田 哲 夫	弁護士、大阪学院大学大学院教授
〃	武 田 義 明	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
〃	米 田 昭 夫	兵庫県立大学名誉教授
〃	島 正 之	兵庫医科大学公衆衛生学教授
〃	青 田 テル子	大阪大学非常勤講師
〃	仲 山 安 則	東播磨県民局 主幹兼環境課長
〃	出 口 弘 也	高砂警察署長
〃	杓 谷 進	加古川労働基準監督署長

表 2-7 高砂市環境審議会専門部会委員名簿

平成21年3月現在

区 分	氏 名	役 職 名
会 長	真 砂 泰 輔	関西学院大学名誉教授
副 会 長	藤 井 正 美	神戸学院大学名誉教授
委 員	村 田 哲 夫	弁護士、大阪学院大学大学院教授
〃	武 田 義 明	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
〃	米 田 昭 夫	兵庫県立大学名誉教授
〃	島 正 之	兵庫医科大学公衆衛生学教授
〃	青 田 テル子	大阪大学非常勤講師
〃	仲 山 安 則	東播磨県民局 主幹兼環境課長

表 2-8 高砂市環境審議会開催状況

開 催 日	区 分	内 容
1月28日	審議会	(1) 正副会長の選任について (2) 専門部会の設置について (3) 高砂西港再整備推進協議会について (4) その他

7 環境保全協議会

市内主要企業17社と締結した環境保全協定の規定に基づき、この協定に定める環境保全対策の円滑な実施を図るため、地域住民の参加を得て、県、市及び事業者とで環境保全協議会を設置している。

平成20年度の同協議会の委員名簿及び活動状況は、それぞれ表2-9及び表2-10に示すとおりである。

表 2-9 高砂市環境保全協議会委員名簿

平成21年3月現在

区分	氏 名	職 名
市民代表 17名	北 畑 徹 也	高砂市議会環境保全対策特別委員会委員長
	北 野 誠一郎	高砂市議会建設経済常任委員会委員長
	吉 野 晴 雄	二市二町議会環境保全協議会会長
	●白 川 武 夫	高砂市連合自治会会長
	加 古 捨 一	高砂市連合自治会副会長
	伊 藤 洋 子	高砂市連合婦人会副会長
	岡 本 緑	高砂市消費者協会副会長
	○山 本 良 樹	高砂市消防団団長
	本 庄 謙 二	高砂商工会議所専務理事
	柿 木 貴 智	(社)高砂青年会議所 理事長
	坂 井 智 代	(社)高砂市医師会理事
	大 橋 哲	高砂市薬剤師会理事
	河 本 有 史	高砂市連合PTA協議会副会長
	相 坂 卓 行	兵庫南農業協同組合伊保支店支店長
	松 本 力	高砂漁業協同組合代表理事組合長
	魚 橋 仁 司	高砂市水利組合連合会長
	○北 上 久 司	連合東播地域協議会副議長
兵庫県 3名	環境管理局職員	農政環境部環境管理局環境影響評価室
	○東播磨県民局職員	県民生活部環境課
高砂市 3名	○岡 田 章	生活環境部長
	中 村 正 登	生活環境部次長
	南 澤 俊 直	生活環境部環境政策課長

区分	氏 名	職 名
事業者 代表 17名	戸 塚 秀 雄	電源開発(株)火力事業部高砂火力発電所 企画・管理グループ課長
	◎山 口 一 道	(株)カネカ高砂工業所 環境安全衛生グループリーダー
	○三 井 貴 之	(株)神戸製鋼所高砂製作所 安全環境室長
	○松 鶴 幹 雄	旭硝子(株)高砂工場 環境安全保安室長代理
	瀬 尾 和 良	三菱製紙(株)高砂工場製造部 環境エネルギー課長
	高 原 耕 司	キリンフードテック(株)高砂工場 品質・環境・安全室グループリーダー
	佐々木 國 利	(株)ジブテック高砂工場取締役高砂工場長
	小 塚 太	キッコーマン(株)高砂工場 設備グループ長
	和 田 治	三菱重工業(株)原動機事業本部高砂製作所 企画経理部企画課環境資産 チーム主席チーム統括
	上 田 隆 章	東洋化成工業(株)高砂工場 環境・安全管理室 部長
	亦 野 信 行	(株)日本ネットワークサポート播磨工場 副工場長
	加 地 隆 一	津田金属熱煉工業(株)高砂工場 総務課長
	西 田 繁 和	(株)東洋金属熱錬工業所 取締役工場長
	曲 木 高 光	日本精化(株)高砂工場 管理課長
	中 川 光 幸	(株)ノザワ高砂工場 工場長
	藤 本 斉	サントリー(株)高砂工場 工務技師長
	藤 枝 一 裕	(株)タクマ播磨工場 総務課長

(注) ●印は協議会及び小委員会会長

◎印は協議会及び小委員会副会長

○印は小委員会委員

表 2-10 平成20年度高砂市環境保全協議会活動状況

開催日	会の区分	内 容
9月1日	協議会	(1) 委員の紹介について (2) 委員の選出について (3) その他
1月26日	小委員会	(1) 委員の変更について (2) 次回の環境保全協議会について (3) その他
2月17日	協議会	(1) 委員の変更について (2) 工場視察について(三菱重工業㈱高砂製作所) (3) その他

8 環境保全啓発事業

平成4年6月1日の機構改革により、公害対策課から環境保全課に変更され、また平成17年4月1日の機構改革により、環境政策課に変更された。これは、従来からの公害規制にとどまらず、快適環境づくりを追求する環境行政に発展させていくためである。

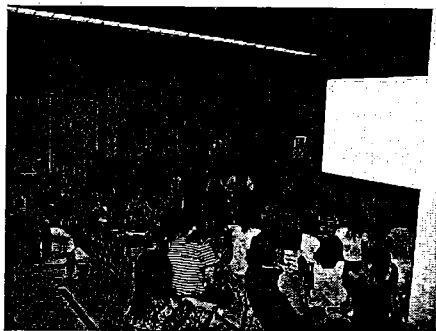
そこで、平成5年度から新たに市民に対し環境保全啓発事業を実施し、20年度においては表2-11のとおり実施した。

表 2-11 環境保全啓発事業

事業名	実施時期	内 容
スターウォッチング	8月 2日 1月17日	場 所：中央公民館 参加者：荒井小学校、伊保小学校、伊保南小学校児童親子 参加者児童：60名 スライドによる当夜見える星の説明、星座ビンゴゲーム 望遠鏡による木星・金星・各種星座の観望
啓発パンフレット等の作成	5月	「わたしたちのまちの環境」 CD-ROM版 各小学校 1枚
地域清掃活動に伴うごみ袋の配布	通 年	配布枚数：約 47,090 枚 配布団体（延べ）：126 団体
緑のカーテン 私たちの手で出来ることから地球温暖化防止を	6月10日から 10月10日	場 所：本庁食堂前中庭 ゴーヤによる室内の温度上昇抑制効果とそれに伴う冷房の省エネ稼働を図る。温度測定結果の公開や収穫したゴーヤの実や種を来庁した市民へ配付。
環境学習	7月29日 10月21日	「子供エコ教室」 伊保小学校（7月） 北浜小学校（10月） 総参加児童 77名 地球環境問題とエコな暮らし 環境エネルギー実験 電気のつくりかた教室 電気自動車の乗車体験

スターウォッチング 夏季・冬季

高砂中央公民館にて、全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）を夏季（平成20年8月2日）と冬季（平成21年1月17日）に実施しました。この事業は、星空を観察するという身近な方法を通じて大気環境の状態を調査し、大気環境保全の重要性を多くの方々に考えていただく機会とするために、学校や市民グループの協力を得て実施しています。



緑のカーテン計画 ～私たちの手で出来る事から地球温暖化防止を！～

平成20年度から高砂市役所本庁食堂前の中庭にて、ゴーヤ等つる性植物による緑のカーテンを設置しています。家庭でも気軽に取り組めるこの緑のカーテンは日光を遮り、室内の温度上昇抑制に効果があるほかにも、視覚的な影響や収穫できた実を楽しむことができます。



子どもエコ教室

伊保小学校（平成20年7月29日）と北浜小学校（10月21日）にて、関西電力様と地球温暖化防止活動推進員様の協力により、子どもエコ教室が実施されました。地球環境問題をテーマにしたお話しやさまざまな実験をとおして温暖化や省エネに関することを学びました。



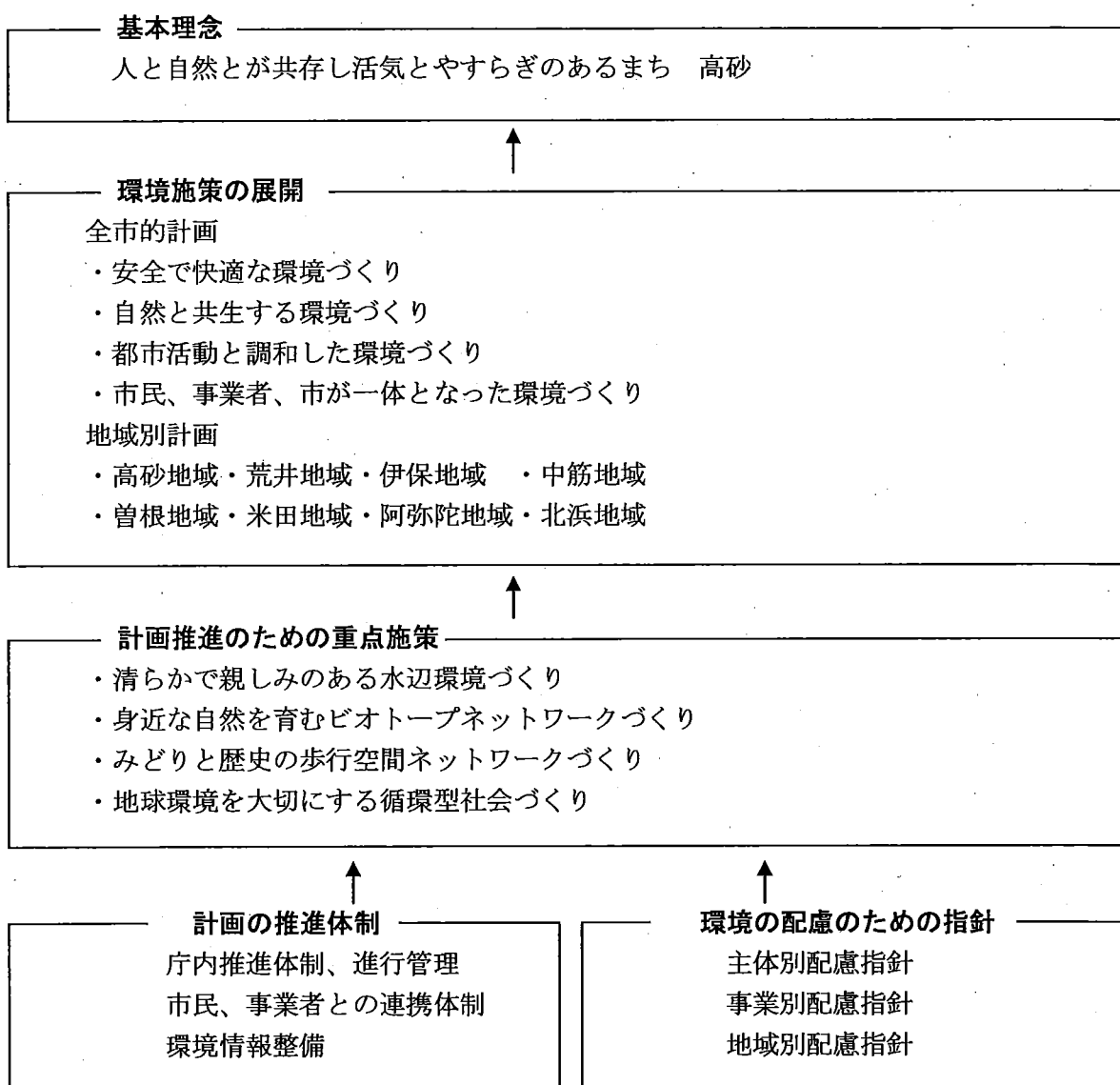
9. 環境計画の推進

平成8年度末に、美しい環境を保全し、これを将来に引き継いでいくため、「高砂市環境計画」を策定した。この計画は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境を保全、創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図ることを目的に策定したものである。

対象とする地域は市域全域とし、計画の期間は、2016年頃までの概ね20年間である。この計画は全市的計画と地域別計画により施策を展開していくとともに、環境課題に基づく施策の中から実現性が高く、かつ、重要性の高い施策を「重点施策」として設定し推進を図っていくものである。また市民、事業者、市がそれぞれの立場で良好な環境づくりを進めるにあたっての配慮すべき事項についても指針として記載している。

(1) 環境計画の内容

計画が対象とする地域は、高砂市全域で、また、期間は概ね20年とし、2016年頃までとする。構成は下記のとおりである。



(2) 環境計画の推進

① 全市的計画及び推進体制

環境計画の総合的、効果的な推進及び進行管理を図るため、環境調整会議及び環境調整会議幹事会を設置した。

環境調整会議及び環境調整会議幹事会の委員は、下記のとおりである。

環境調整会議

区 分	職 名
会 長	副 市 長
副会長	企画総務部長
〃	生活環境部長
委 員	秘書広報公聴室長
〃	財 務 部 長
〃	福 祉 部 長
〃	まちづくり部長
〃	下 水 道 部 長
〃	水道事業所長
〃	消 防 長
〃	教育総務部長
〃	教育指導部長

環境調整会議幹事会

区 分	職 名
会 長	生活環境部次長
副会長	企画総務部総務課長
委 員	企画総務部秘書広報公聴室主幹
〃	企画総務部企画政策課長
〃	福祉部地域福祉課長
〃	生活環境部環境政策課長
〃	生活環境部市民活動推進課長
〃	生活環境部産業振興課長
〃	生活環境部美化センター美化第一課長
〃	まちづくり部都市計画課長
〃	まちづくり部建築指導課長
〃	下水道部計画管理課長
〃	水道事業所総務課長
〃	消防本部総務課長
〃	教育総務部総務課長
〃	教育指導部中央公民館長
〃	教育指導部教育センター所長
〃	教育指導部青少年課長

②環境配慮指針

環境配慮指針は、住み良い環境づくりを市民、事業者、市がそれぞれの立場で実現していくにあたって、環境に対して配慮すべき具体的な考え方を示すものである。

環境配慮指針については、開発行為に伴う事前協議、法令に基づく届出等に際して、環境配慮届を提出するよう指導することにより、その運用を図っている。

10. ISO推進事業

平成15年2月27日に国際認証規格ISO14001を認証取得し、平成15年4月1日より、ISO推進事業と名称を変更して下記のとおり環境マネジメントシステムを運用している。

年 月 日	内 容
平成20年4月1日	平成20年度グリーン調達方針制定
平成20年4月21日～9月30日	環境マネジメントシステム見直し実施
平成20年4月24日 6月30日 7月18日	管理職員研修実施
平成20年4月24日	環境管理事務局職員研修実施
平成20年11月17日～20日	内部環境監査実施
平成20年12月26日	内部環境監査報告
平成21年1月21日～22日	環境ISO第2回更新審査
平成21年2月27日	環境ISO第2回更新
平成21年3月17日	経営層による見直しの実施
平成21年3月31日	平成21年度目標設定

※認証の対象範囲は、市役所本庁舎（周辺庁舎を含む。）及び荒井ポンプ場である。

11. 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域、また、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域において、公害の防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的として、内閣総理大臣の指示により、県知事が策定するものである。

また、公害防止計画に基づき地方公共団体が公害防止事業を実施する場合は、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき国庫補助負担率の引き上げ、地方債に対する政府資金の優先充当などの特別な財政措置を受けることができるようになっている。

本市を含む播磨南部地域は昭和48年に始まり、5か年ごとに計画策定され、平成4年度からの計画は今までの第4次地域から兵庫地域へと範囲も変わった。

平成19年度から22年度までの計画の地域は、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域となり、本市は本計画の地域から除かれることとなった。

表 2-12 公害防止計画の概要

地域概況等調査		公害防止計画 実施状況等調査 昭和46年度	公害防止計画 実施状況等調査 昭和52年度	公害防止計画 実施状況等調査 昭和57年度	公害防止計画 実施状況等調査 昭和62年度	公害防止計画 実施状況等調査 平成3年度	公害防止計画 実施状況等調査 平成8年度	公害防止計画 実施状況等調査 平成13年度
基本方針指示		昭和47年5月30日	昭和53年7月28日	昭和58年9月9日	昭和63年9月22日	平成4年9月9日	平成9年9月30日	平成14年6月28日
計画承認		昭和48年12月18日	昭和54年3月20日	昭和59年3月13日	平成元年3月9日	平成5年3月2日	平成10年2月26日	平成15年2月24日
計画実施期間		昭和48年度～ 昭和52年度 5年間	昭和53年度～ 昭和57年度 5年間	昭和58年度～ 昭和62年度 5年間	昭和63年度～ 平成3年度 5年間	平成4年度～ 平成8年度 5年間	平成9年度～ 平成13年度 5年間	平成14年度～ 平成18年度 5年間
地域 の 概 要	調査年度	昭和47年度	昭和52年度	昭和57年度	昭和61年度	平成2年度	平成8年度	平成13年度
	地域 の 範 囲	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 志方町・太子町	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町	神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・竜野市 高砂市・三田市 川西市・稲美町 播磨町・太子町	神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・高砂市 川西市・播磨町 太子町	神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・高砂市 川西市・播磨町
	面積	574.91 km ²	579.41 km ²	580.73 km ²	582.75 km ²	1,735 km ²	1,423 km ²	1,405 km ²
	人口(9月 末現在)	千人 749	千人 835	千人 884	千人 910	千人 4,305	千人 4,095	千人 4,208
	工業出荷額	11,852 億円	24,526 億円	32,683 億円	33,098 億円	126,927 億円	108,683 億円	99,519 億円

12. 環境保全協定

市民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全を図るため、平成19年8月20日に環境保全協定を市内主要工場17社（表2-13、図2-1）と県及び市で締結した。

なお、協定締結工場の規模は、排出ガス量10,000N m³/時以上又は、排水量1,000 m³/日以上 of 工場としている。

協定では、工場が公害関連施設を設置又は変更する場合は、県及び市と事前協議を義務づけ、軽微なものにあつては事前報告させるなどし、公害の未然防止を図っている。平成20年度の届出件数は表2-14のとおりである。また、協定に定める事項の履行状況を確認するための立入り調査状況は表2-15のとおりである。

表 2-13 環境保全協定締結工場一覧表

平成21年3月31日現在

No	会 社 名	住 所
1	電源開発(株)高砂火力発電所	梅井6丁目4番1号
2	(株)カネカ高砂工業所	高砂町宮前町1番8号
3	(株)神戸製鋼所高砂製作所	荒井町新浜2丁目3番1号
4	旭硝子(株)高砂工場	梅井5丁目6番1号
5	三菱製紙(株)高砂工場	高砂町栄町105番地
6	キリンフードテック(株)高砂工場	高砂町相生町1番5号
7	(株)ジプテック高砂工場	高砂町向島町1474番地
8	キッコーマン(株)高砂工場	荒井町新浜1丁目1番1号
9	三菱重工業(株)原動機事業本部高砂製作所	荒井町新浜2丁目1番1号
10	東洋化成工業(株)高砂工場	曾根町2900番地
11	(株)日本ネットワークサポート播磨工場	米田町米田287番地の7
12	津田金属熱煉工業(株)	米田町塩市208番地
13	(株)東洋金属熱煉工業所高砂第2工場	阿弥陀町魚橋530番地
14	日本精化(株)高砂工場	梅井5丁目1番1号
15	(株)ノザワ高砂工場	高須1番1号
16	サントリー(株)高砂工場	荒井町新浜2丁目2番1号
17	(株)タクマ播磨工場	荒井町新浜1丁目2番1号

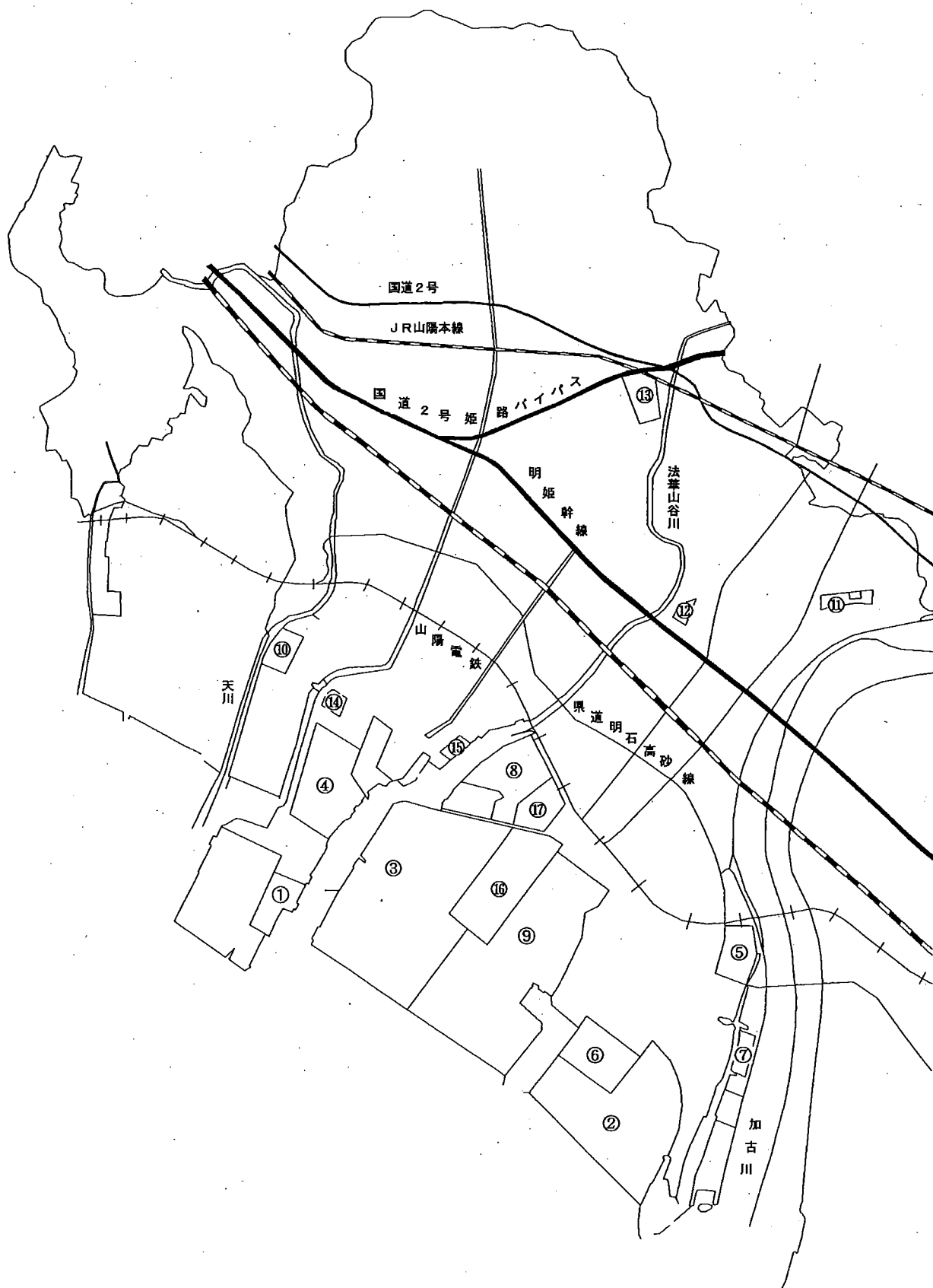


図 2-1 環境保全協定締結工場位置図

表 2-14 事前協議審査及び報告状況

No	工 場 名	事 前 協 議				事 前 報 告
		大 気	水 質	騒音振動	産 廃	
1	電源開発(株)高砂火力発電所					4
2	(株)カネカ高砂工業所		5		1	9
3	(株)神戸製鋼所高砂製作所	5				5
4	旭硝子(株)高砂工場	4	3			10
5	三菱製紙(株)高砂工場		1			5
6	キリンフードテック(株)高砂工場		1			3
7	(株)ジプテック高砂工場					
8	キッコーマン(株)高砂工場	1				2
9	三菱重工業(株)高砂製作所	4	2			12
10	東洋化成工業(株)高砂工場	1				9
11	(株)日本ネットワークサポート播磨工場	1				
12	津田金属熱煉工業(株)高砂工場					2
13	(株)東洋金属熱錬工業所高砂第2工場	1				
14	日本精化(株)高砂工場					3
15	(株)ノザワ高砂工場					
16	サントリー(株)高砂工場	1				3
17	(株)タクマ播磨工場					3
合 計		18	12	0	1	70

表 2-15 立入調査実施状況

調 査 対 象	実 施 時 期	件 数	概 要
重油中硫黄分測定	20 年 5 月～6 月	5 工場 6 施設	すべて対策値に適合
排水の水質測定	20 年 5 月	11 工場 16 排水口	すべて基準値に適合
	20 年 10 月	11 工場 16 排水口	すべて基準値に適合
敷地境界での悪臭測定	20 年 7 月	8 工場 8 地点	すべて基準値に適合
煙道排ガス NOx 測定	20 年 12 月	17 工場 18 排出口	すべて基準値に適合
大気、水質、産廃等の 書類等の調査	21 年 2 月	17 工場	書類、現場等を調査し改善すべきところは指導した。

13. 環境保全条例

昭和48年3月に高砂市環境保全条例（以下「市条例」という）が施行され、新增設等について許可制を採用し、公害の未然防止を図ってきた。

しかし、施行後20数年が経過し、その間に公害関係法令等が整備され、また、地球環境の保全や環境基本計画の策定など時代のニーズに対応し得る機能的な条例に改正する必要性が生じてきた。

そこで、平成11年3月31日に市条例が改正され、4月1日から一部施行、10月1日から全面施行された。市条例は、基本条例を軸に、公害防止、自然保護を取り入れた総合的な条例である。

市条例に基づく届出等の状況は表2-16に示すとおりである。また、環境保全（公害防止）協定締結工場以外の条例適用事業所を対象とした立入実施状況は表2-17に示すとおりである。

表 2-16 環境保全条例に基づく届出等状況

平成21年3月末現在

種 類	平成19年度以前	平成20年度	累 計
設 置 届(既設)	592	11	603
変 更 届	323	9	332
事 故 届	31	0	31
事故再発防止措置完了届	22	0	22
氏 名 変 更 届	171	2	173
承 継 届	37	1	38
廃 止 届	35	1	36
そ の 他	19	0	19
反 復 運 搬 届	28	1	29
環 境 配 慮 届	22	4	26
事業完了報告書	5	0	5
土 壌 汚 染 報 告 書	2	0	2

表 2-17 立入調査実施状況

調 査 対 象	実 施 時 期	件 数	概 要
重油中硫黄分測定	20年6月～7月	3工場3施設	すべて基準値に適合
排水の水質測定	20年6月～7月	12工場14排水口	すべて基準値に適合
敷地境界等での悪臭測定	20年7月	3工場3地点	2工場2地点で基準値超過したため、対策をするよう指導した。
書類及び現場調査	20年6月～8月	6工場	書類、現場等を調査し改善すべきところは指導した。